平成２９年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市下吉田860番地
破産者　渡邊　博和（旧姓高野）
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
岐阜県本巣郡北方町加茂１丁目83番地　エクセルマンション　101号、前住所岐阜県本巣郡北方町北方2319番地の３
破産者　大野　正恭
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３９７号
岐阜県本巣郡北方町加茂１丁目83番地　エクセルマンション　101号、前住所岐阜県本巣郡北方町北方2319番地の３
破産者　大野　美里
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
岐阜県美濃市646番地１、開始決定時の住所岐阜県郡上市美並町大原１－１　慈恵中央病院
破産者　山口　直也
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９０号
岐阜市六条90番地１（チェルシー112号室）
破産者　霞　　貴博
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７０号
静岡市清水区押切144番地の16
破産者　原　富城繁
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０４号
静岡市清水区庄福町３番15号
破産者　杉澤　利昭
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８４号
名古屋市南区城下町１丁目26番地　メゾン城下102号
破産者　酒井田　彰
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２４号
愛知県豊明市間米町鶴根1212番地115
破産者　大川　弘彦
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１２号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目14番13号
破産者　前原重量こと　前原　幸治
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１６号
兵庫県小野市天神町80番地の1395
破産者　宮田　芳宏
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４７号
広島市安佐南区大塚西３丁目５番25－３号
破産者　池本　志乃
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
長崎県大村市陰平町1271番地２
破産者　野口　　進
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目47番17－43号
破産者　巴　　裕美
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
北海道旭川市４条通24丁目459番地の３　レオパレスオーキッドⅡ　101号
破産者　宮部　直寿
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
北海道名寄市西３条北７丁目３番地１　ノースハイツ202号室
破産者　池田　　均（旧姓渡辺・高橋）
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
青森市大字諏訪沢字桜川81番地
破産者　鹿内　正生
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
青森県上北郡野辺地町字野辺地71番地１　桑野貸家
破産者　在中　貴宏
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
山形市下条町５丁目１番５号
破産者　寒河江一伸
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部